

\*\*\*\*\*

特定非営利活動法人

## 福島県認知症グループホーム協議会定款

\*\*\*\*\*

平成 21 年 2 月 21 日作成

平成 21 年 3 月 25 日設立総会承認

# **特定非営利活動法人 福島県認知症グループホーム協議会 定款**

## **第1章 総則**

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 福島県認知症グループホーム協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

## **第2章 目的及び事業**

(目的)

第3条 この法人は、急激に増加している認知症の人に対し、適切なケア・サービスを提供するための調査研究及び研修活動を行うとともに、グループホームに対する理解を深めるための普及啓発活動を行い、福島県における福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療、又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 認知症の人のグループホームケアなど各種研修事業
- (2) 調査・研究結果の発表及び会誌等の発行
- (3) 認知症の人のケア・サービス向上のための調査・研究
- (4) グループホーム事業への理解を深め、協力を得るための啓発・広報活動
- (5) グループホームを充実させるため、行政その他関係機関との連携及び連絡・調整
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

## **第3章 会員**

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会したグループホームを運営している事業所
- (2) 準会員 ①近い将来（1年以内）グループホームを立ち上げようとする者・団体、及びこの法人の趣旨に賛同する個人及び団体  
②小規模多機能型居宅介護事業所  
③認知症対応型通所介護事業所 但し、共用型はグループホームに含める

2 議決権は正会員のみが有する。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 法令、又はこの定款等に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

- 第12条 既に納入された会費及びその他の金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上10名以内
  - (2) 監事 1名以上 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とする。
  - 3 理事のうち、副会長を若干名置くことができる。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
  - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びのその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
    - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき

(報酬等)

- 第19条 役員は、無報酬とする。但し、常勤の役員には、役員の総数の3分の1以下の範囲内で総会の議決により報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局を設け、職員若干名を置くことができる。
- 2 職員は、会長が任免する。
  - 3 事務局の運営及び職員に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(顧問)

- 第21条 この法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者、保健、医療、福祉、建築、法律、行政等の関係者の内から会長が理事会の承認を得て、委託する。
  - 3 顧問は会長の諮問に応ずるとともに、総会、理事会に出席して発言することができるが、決議に加わることはできない。

## 第5章 総会

(種別)

- 第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

- 第24条 総会は、次の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び収支決算
  - (6) 役員の選任、又は解任
  - (7) 会費の額
  - (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第25条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
    - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
    - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

- 第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数、及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

- 第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

- 第35条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。但し、緊急を要する場合は期間短縮できるものとする。

(議長)

- 第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された講事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の1種とする。

### (資産の管理)

第42条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### (会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事業所及び従たる事業所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 広告の方法

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会に出席した正会員の2分の1以上の決議を経て、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会で決定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、法人のインターネットホームページに掲載して行う。

## 第10章 雜則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	森 重勝
理事	今野 秀吉
理事	鈴木 洋子
理事	越中 八末代
理事	片山 玲子
理事	柳内 英俊
理事	山我 トモ子
監事	長谷川 京子
監事	柿沼 充

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から22年3月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から22年3月31日までとする。

- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 年会費 定員×2,000円
- (2) 準会員 年会費 ①団体加入の場合 10,000円 個人加入の場合 3,000円  
②小規模多機能型居宅介護事業所 12,000円  
③認知症対応型通所介護事業所 12,000円

- 7 会費は、事業年度内に会員資格を取得した場合、会員資格に当たる月数割合での会費を納入する。